

令和 5 年度事業計画書

ここ 3 年間、新型コロナウイルスの感染状況により、延期していた人物交流事業を当年度は再開することとした。一方、昨年 2 月に始まったロシア連邦によるウクライナ侵攻が今も続いている中で、当協会は定款に定めている、「国際間の相互理解と友好関係の増進およびその公益使命の達成に尽力する」事業を少しずつでも実施していくこととし、今後も、あらゆる形態での人物交流（派遣と招聘）の実施を、でき得る限り継続し、また新たに実施する等、日本と諸外国との交流促進を図っていく。

なお、外務省他、他省庁や独立行政法人などの招聘・交流事業の入札、もしくは企画招請への参加は、公示があれば、積極的に応札することとし、海外の公的機関等からの訪日研修依頼についても、可能な限り受託していく。

定款に沿った事業展開は以下のとおりとする。

- 1. 諸外国の研修団等招聘、邦人の海外研修等派遣事業** （定款第 4 条、第 1 項の事業）

1985 年に創設以来、訪問先の政府機関等の後援・協賛を得て実施している「ジュニア大使友情使節団」の海外派遣事業は、小学校 5 年生以上 20 歳未満の児童、生徒、学生を国際研修と友情交流を目的として海外に日本の夏休みと春休みに派遣している。今年度は、夏期「パラオ班」を組織することとし、春期については、現地の状況を見ながら、「ブルネイ班」等の実施を考案する。団の組織に際しては、これまで通り自治体からの派遣団員を受け入れるとともに、一般参加の団員を公募する。

また、4 月には、第 12 回スウェーデン・トンバ高校訪日研修を実施し、その他、諸外国の高校、大学等の訪日研修は、随時、組織する。
- 2. 諸外国の国際理解促進を目的とした公益団体とともに、日本と諸外国との友好を促進する事業** （定款第 4 条、第 1 項の事業）

平成 18 年度よりアジア・太平洋国会議員連盟（APPU）の中央事務局ならびに日本議員団事務局を当協会に設置しており、当年度も同事務局運営を行う。年に 1 度の加盟国参加による総会については、ここ 2 年度は、オンライン形式により実施し、それぞれ、日本議員団とキリバス共和国議員団が主催し、2024 年 3 月の日本議員団が主催する第 52 回総会（対面）の事務局運営を行う予定。

また、ロシア連邦の独立非営利法人日本センターへの職員出向ならびに日露友好・経済協力促進事業については、日本国政府の方針に沿って行う。
- 3. 行政機関等からの受託事業** （定款第 4 条、第 1 項の事業）

外務省他が行う招聘事業や派遣事業につき、入札もしくは企画招請案件で、当協会の事業主旨に合致する事業を応札し、落札した業務を行う。

また、独立行政法人国際交流基金の令和 5 年度「日本語専門家等の派遣事務に関する業務」については、当年度の受託実施が決定している。

4. 諸外国と日本との国際交流促進事業 (定款第 4 条、第 1 項および第 3 項の事業)

日本における在日・来日外国人と日本人との交流促進他、国際交流を行いたい団体等に対しその交流促進・支援を行う。

具体的には、来日する外国人に対し、日本文化紹介や日本語・日本事情研修を英語で実施する一方、自治体、学校等での国際理解講座・語学研修を行う。

また、当協会スタッフをはじめ、所属エスコート、通訳・コーディネーターが通訳・エスコート業務を行う。

5. 調査・収集事業 (定款第 4 条、第 2 項の事業)

交流事業先や海外関連先の現状を把握し、資料収集を行う。

6. 広報誌の発行 (定款第 4 条、第 4 項の事業)

国際交流誌として、「the COMMUNICATOR」を発行し、さまざまな機関で国際交流・協力活動に携わっている方々ならびに国際社会に強い関心を寄せる方々に情報を伝えるとともに横の繋がりを形成していく。

また、令和元年度に創立 50 周年を記念し出版した「私と国際交流—インタビュー集」については、当協会広報の手段として使用し、国際交流・支援活動の促進に寄与する。

以上